

令和 2 年度

第 1 3 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和3年3月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第13回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	7件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	22件

報告第1号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	9件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	27件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件

<出席委員>（16名）

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	4番 齊藤元治
5番 清宮恵理子	6番 槁本泉
7番 長谷川秀明	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員>（1名）

8番 横山清亮

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎	次長 岡本茂之
次長補佐 天野秦男	農地利用最適化推進班長 江上章子
農地保全班長 原田賢一	農地審査班長 小堀紀明
農地指導班長 長谷川隆之	

開 会 （ 午前 10 時 00 分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和 2 年度第 13 回千葉県農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第 1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 1 番 小川 友安 委員

議席番号 2 番 浅川 政明 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第 2 班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第 2 班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

はじめに第 1 項です。

議案書 1 ページをご覧ください。

お手元の資料 1 ページから 7 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県八街市に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、申請地で、既に数年前から、代表取締役自身が、個人にて営農を行っております。

経営面積が広大なため、千葉県農業事務所の指導により、個人から法人化することとし、経営の効率化及び安定した営農を見込んで行うものとなります。

また、農業経営における運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者法人のグループ企業である太陽光発電事業関連の法人における収益で賄う予定とのことです。

今後、いち早く安定した農業経営の実現を目指すとのことで

す。

申請地の取得後の作目は、サカキを予定しております。

次に第2項です。

本案件は、第3項と一体案件、また議案第4号第4項から第6項と関連案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第4項です。

本案件は、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

お手元の資料15ページ及び16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区おゆみ野6丁目に在住の方が、義務者であります若葉区貝塚町に在住の方外1名の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、親戚や知り合いの農家の手伝いを通じて、農業の経験を積んでおります。営農計画に関しては、千葉農業事務所と相談し、作成されているとのことでした。

また、生活費用は、会社員である夫の収入により賄います。ただし、将来においては、農業のみで収支が安定できるよう、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、レモン、プラム、小松菜、きゅうり、梅を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料17ページ及び18ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県夷隅郡大多喜町に在住の方が、義務者であります緑区鎌取町に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、現在千葉県大多喜町で営農しており、主に稲作を行いつつ、栗や自家用野菜も栽培しております。

また、生活費用は、大多喜町での農業収益の他、千葉市内に勤める会社での収入により賄います。

将来においては、専業農家として、平坦で魅力的な農地がある千葉市と、大多喜町で農業を両立して農業を行っていくとのことでした。

申請地の取得後の作目は、栗、山芋、ブルーベリーを予定しております。

次に第7項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が、義務者であります若葉区下田町に在住の方が所有する若葉区下田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、小松菜を予定しております。

次に第8項です。

お手元の資料20ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります若葉区野呂町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ねぎを予定しております。

次に第9項です。

議案書5ページをご覧ください。

お手元の資料21ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります花見川区さつきが丘1丁目に在住の方が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、大豆、枝豆を予定しております。

次に第10項です。

本案件は次の第11項及び議案第4号第7項と関連案件ですので、後程ご説明いたします。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

第4項につきまして、補足説明をいたします。
申請土地の取得後の作目が畑で栽培するレモン、プラム、小松菜でございます。
つきましては、申請土地の地目が田でございますので、許可取得後において、農業委員会へ軽微な農地改良の届出等の必要な諸手続きを行った上で、畑として改良を行う予定でございます。
補足説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

清宮会長職務代理者

第4項について、他の新規就農者と比較して資料のページが少ないのは、なぜでしょうか。

事務局

申請者が法人の場合は農業経営実施計画書を提出してもらいますが、個人の場合はそれが不要なためです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長及び事務局の説明のとおり、議案第1号第1項及び第4項から第9項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第1項及び第4項から第9項については許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。
議案第2号につきましては、現地調査を実施いたしましたの

で、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書7ページをご覧ください。

お手元の資料30ページから32ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、既存ブロック及びコンクリート板を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料33ページから35ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、共同住宅用地とするものです。

申請土地は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から東に約450メートルに位置する農地です。

農地区分は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第2班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書8ページをご覧ください。

お手元の資料36ページから38ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立若松中学校から北東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は長期に渡って耕作されていない農地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、既存ブロック及び土盛を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

本案件は、第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書8ページ及び9ページをご覧ください。

お手元の資料39ページから41ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立畑小学校から東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立畑小学校と新検見川幼稚園があることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、既存ブロックを使用し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第4項です。

お手元の資料42ページをご参照ください。

本案件は、障害児通所支援施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立天戸中学校から東に約550メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックの設置及び植栽をし、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第5項です。

議案書10ページをご覧ください。

お手元の資料43ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するもの

です。

申請土地は、千葉市立こてはし台小学校から東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、メッシュシートを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第6項です。

お手元の資料44ページをご参照ください。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立犢橋中学校から南に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、既存ブロック及び既存フェンスを使用し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第7項です。

議案書11ページをご覧ください。

お手元の資料45ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立こてはし台中学校から南西に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、既存ブロック及び既存フェンスを使用し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第8項です。

議長
(長谷部会長)

事務局

お手元の資料４６ページから４８ページをご参照ください。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉市立大宮小学校から北東に約９００メートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から５００メートル以内の農地で、１０ヘクタール未満の広がりであることから、第２種農地と判断しました。
被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第２班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

ありがとうございました。
ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

第２項、第３項につきまして、補足説明をいたします。
譲受人が申請地にサカキを植えて、肥料を与え、草を刈り取るというような肥培管理を行うということではなく、資料４１ページにありますように、わらで根を包み保管する方法をとります。
植栽せずに移動可能な状態とし、使用するときは、こちらから持っていきますが、サカキの状態が悪くなった場合には、置いてあるサカキを処分し、また新しいものを置くということになります。

なお、申請地に関して、現在、既にサカキが置かれている状況でございます。置いてしまった理由は、既存のサカキ置場の隣接にて、東京電力の鉄塔の移設及び修繕工事があり、既存のサカキ置場へ移設することとなり、サカキの撤去が必要となったためでございます。

そのことにつきましては、許可を受ける前であり、権利者へ撤去するよう指導を行い、一部を撤去させております。全て撤去できなかった理由に関しては、全てを保管できる他の置場を準備することができなかったためでございます。

サカキ自体は、保管場所及び状況によって、早く傷んでしまうものであり、申請者自身の事業へ影響が出ることを配慮し、経緯

	等を文書で提出させ、再発防止を指導の上、本許可申請を受付いたしました。 補足説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。
梶本委員	第2項及び第3項について、資料から土地の使い方を判断すると、農地の転用はされず、権利移動だけが該当するように思えます。従って、第5条申請ではなく第3条申請に当たるのではないのでしょうか。 また、転用目的を資材置場用地としていますが、サカキを置くことを資材置場用地として扱うのは適切なのでしょうか。
事務局	まず、サカキを生育させる目的ではなく、あくまでも保管しておくのみとの説明がありました。 以前、同様の事例で資材置場用地として許可を出した事例があります。
清宮会長職務代理者	同じく第2項及び第3項についてですが、許可申請に至る経緯を時系列で教えてください。
事務局	許可申請の相談中に、電力会社の鉄塔移設の話があり、急遽置いてしまったとのことでした。撤去するよう指導した結果、すべてを他の場所に移すことができなかったため、再発防止を徹底するよう説明をした上で、許可申請を受け付けしました。
深谷委員	申請者の方が、どうしても着手を急ぐという特殊な事情があったこと、また、事務局から撤去するよう指導を行ったことも勘案すれば、事前着工には当たらないという判断ができるのではないかと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長及び事務局の説明のとおり、議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」と、関連案件であります議案第1号第2項、第3項、第10項及び第11項を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の12ページから13ページをご覧ください。

第1項から第3項です。

一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

資料は49ページから55ページの位置図・公図・土地利用計画図をご参照ください。

本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、シバザクラ等の開花時期に来園者が増加するため、近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「来場者駐車場」として使用したい、というものです。

使用にあたり、造成などの工事はありません。

一時転用期間は、許可日より5月18日までとなります。

次に、第4項から第6項です。

本案件は営農型太陽光発電設備の一時転用許可の再取得をしたいというものです。

なお、今回の期間の更新に伴い、下部の農地での耕作者が変更されることとなるため、議案第1号第2項及び第3項が関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

まず、耕作者に関して、議案第1号、第2項及び第3項について、議案書1ページ及び2ページをご覧ください。

お手元の資料8ページから14ページ及び追加資料1をご参照ください。

本案件は、権利者であります神奈川県茅ヶ崎市に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区高品町に在住の方外2名の方々が所有する緑区平川町の農地に使用貸借権を設定し、新規就農するものです。

面接した権利者によりますと、申請地で、義務者から栽培方法を既に学んでおります。本許可申請は、義務者が高齢でもあり、権利者法人が農業を経営主体とするため行うものとなります。

また、農業経営における運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者法人のグループ企業である太陽光発電事業関連の法人における収益で賄う予定とのこと。

将来においては、規模拡大を視野に入れて、作目の種類も増やし、農業経営が安定できるよう目指したいとのこと。

申請地の取得後の作目は、みょうがを予定しております。

続きまして、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の再取得に関して、議案第4号第4項から第6項について、議案書13ページ及び14ページをご覧ください。

資料は56ページから58ページの位置図・公図・土地利用計画図及び追加資料1を併せてご覧ください。

本案件の第4項及び第5項は同一権利者となるため、一括してご説明いたします。

東京都渋谷区に本店を置く法人が、緑区平川町の畑3筆において、既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得をするものです。

権利の種類は賃借権の設定です。

パネルの設置面積1,064.11平方メートル、農地接地面積15.81平方メートル、発電出力の合計は154キロワットです。

次に、第6項です。

神奈川県横浜市に本店を置く法人が、緑区平川町の畑1筆において、同じく既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得をするものです。

権利の種類は賃借権の設定です。

パネルの設置面積303.62平方メートル、農地接地面積4.34平方メートル、発電出力44キロワットです。

次に第7項です。

本案件は営農型太陽光発電設備を新規に設置したいというものです。

そのため、本案件は議案第1号第10項及び第11項が関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

まず、耕作者に関して、議案第1号第10項について、議案書5ページをご覧ください。

お手元の資料22ページから29ページ及び追加資料2をご参

照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区弥生町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、イチジクを予定しております。

次に、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の取得に関して、議案第1号第11項について議案書6ページと、併せて、議案第4号第7項について、議案書15ページをご覧ください。

資料は59ページから61ページの位置図・公図・土地利用計画図及び追加資料2をご覧ください。

稲毛区弥生町に本店を置く法人が、緑区大木戸町の畑2筆に、営農型太陽光発電設備を新規に設置するものです。

営農型太陽光発電設備を設置するにあたっては、農地法第3条の規定に基づき、区分地上権を設定することとなります。

また、当該設備の支柱部分に関して、期間を定めて、一時転用許可を受けるものです。

権利の種類は賃借権の設定です。

パネルの設置面積は1,351平方メートル、農地接地面積は0.43平方メートル、発電出力は49.5キロワットです。

事前審査第2班としましては、議案第1号第2項、第3項及び第10項について、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等にも適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

また議案第1号第11項及び議案第4号についても特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

追加資料1をご覧ください。三角形で示している箇所がパネルの設置区域です。太陽光発電事業者が2社あり、各々図面で該当

する箇所を管理することになります。既存の太陽光発電設備なので通常であれば期間の更新について審議していただいておりますが、今回は下部の農地での耕作者が変わるために、併せて耕作者の変更も含めて審議していただくものです。

続きまして、追加資料2をご覧ください。こちらは新規で営農型太陽光発電設備を設置するものです。図面下部の緑色で示した部分が農地であり、法人が農地法第3条による賃借権を設定して耕作していくものです。上部の灰色で示した部分がパネル設置箇所であり、農地法第5条による賃借権を設定しパネルを設置するものです。

最後にパネルを設置するに当たり農地の上空部分に関して農地法第3条による区分地上権も設定することになり、この件も含めて新規の太陽光発電設備の設置について審議していただければと思います。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

まず、議案第1号第2項及び第3項について、新規就農のため使用賃借権を設定することとされています。一方で議案第4号第4項から第6項については一時転用との説明がありましたが、過去3年間は何を作っていたのでしょうか。

事務局

当初許可時からみょうがを作っていました。昨年の実績についても先日提出されまして、生産された農作物の単収が同年の地域の平均的な単収と比較して8割を超えています。

梶本委員

そうすると過去3年間はみょうがを作っていたということですね。そして新規就農でみょうがを作るということですか。

事務局

仰るとおりです。

梶本委員

第7項について、現地調査を実施しているかと思いますが、私も先般、現地を確認してきました。2年ほど前は山林でしたが、現在は杉の木を伐採して更地になっています。木の根は除去してあるものの荒地のようでした。果たしてこの場所が営農型太陽光発電設備用地に適するのでしょうか。

事務局	営農型太陽光発電設備用地に適するか否かについてですが、現地調査で話を聞いたところ、さらに整地して平らな状態にした後に防草シートを施し支柱を建て、ハウスのような形にして管理していくとのことでした。屋根も巻き上げ式により風通しを良くして実施していくようなので、ポット栽培をやっていくことは可能ではないかと思われます。
梶本委員	私が現地を確認したところ、畑に近い山林のように見えました。防草シートを敷いてイチジクのポット栽培を行うとのことですが、イチジクのポット栽培についてはあまり聞いたことがありません。イチジクは砂地で横に枝を這うようにしていく一文字仕立てという方法が一般的ではないかと思います。ポットの中に入れた営農型太陽光発電によるイチジク栽培は適切なのでしょうか。本来であれば営農型太陽光発電は、発電ありきではなく農産物の生産が主となるものですが、そうでないように感じられます。
事務局	大学の研究によると、太陽光パネルによる遮光率が30パーセント以内であれば、通常の露地栽培の8割程度の収穫が可能という結果となっていることを聞いています。また、1年目は苗木をポットで栽培し、その後、挿し木によって増殖させ収穫を増やしていく計画となっています。
梶本委員	わかりました。イチジクの栽培を太陽光発電施設の下で行うのは難しいことだと思います。いずれにしても農政センターや農業事務所、大学等にバックアップしてもらい、本来の目的である農地の活用をお願いしたいと思います。
石井委員	第4項から第6項の農地は、もう少し除草の管理などを適切にしてもらいたいと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長及び事務局の説明のとおり、議案第1号第2項、第3項、第10項、第11項及び議案第4号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長	賛成全員でございますので、議案第1号第2項、第3項、第1

(長谷部会長)

0 項、第 1 1 項及び議案第 4 号について、許可と決定いたします。

次に、議案第 5 号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第 1 項及び第 2 0 項については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。

それでは、第 1 項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

——— 関係委員退室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは初めに、第 1 項について、事前審査第 2 班長、説明をお願いします。

事前審査第 2 班
(長谷川班長)

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の 1 6 ページをご覧ください。

第 1 項は、緑区誉田町在住の方が所有する若葉区野呂町の畑 1 筆、面積 6 0 1 平方メートルを緑区誉田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「落花生、茶、サツマイモ」です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第 2 班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第 2 班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項については、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	———— 関係委員入室 ————
議長 (長谷部会長)	第20項の審議に移りますので、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	———— 関係委員退室 ————
議長 (長谷部会長)	事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (長谷川班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の25ページをご覧ください。 第20項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同区幕張町の畑1筆、面積3,752平方メートルに使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「ニンジン、レタス、キャベツ、ブロッコリー」です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

	説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第20項については、原案どおり決定いたします。 それでは、残りの審議に移りますので、関係委員にご入室いただきます。
議場	———— 関係委員入室 ————
議長 (長谷部会長)	事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (長谷川班長)	ご説明いたします。 議案書の16ページをご覧ください。 第2項は、若葉区桜木在住の農家の方が、稲毛区園生町在住の方が所有する若葉区若松町の畑1筆、面積2,340平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ、ブルーベリー」です。 次に、17ページをご覧ください。 第3項は、若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田1筆、面積1,368平方メートルに使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。 第4項から18ページの第6項までは、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区越智町在住の農家の方が、同区大高町在住の方、他2名が

所有する同区大木戸町の畑7筆、合計面積15,061平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、大根、ショウガ」です。

次に、19ページをご覧ください。

第7項から第8項までは、権利者が同一のため一括して説明します。

花見川区長作町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の田4筆、合計面積6,990平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。

次に、20ページをご覧ください。

第9項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,849平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ、トウモロコシなどの多品目野菜」です。

第10項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

第10項から21ページの第11項は、権利者が同一のため一括して説明します。お手元の資料は、62ページをご覧ください。

緑区あすみが丘東在住の新規就農希望者が、若葉区富田町在住の方、他1名が所有する同町の畑3筆、合計面積4,201平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ネギ、ピーマン、ナスなど」です。権利者は、農政センターで、昨年1月から、新規就農希望者研修を受けており、昨年12月22日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。

ネギ等の露地野菜をしょいか〜ご等の直売所で販売する計画となっております。

第12項から24ページの第17項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区大広町在住の農家の方が、同区川井町在住の方、他5名が所有する同区大広町、川井町、高根町の畑20筆、合計面積21,306平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ソバ」です。

第18項は、緑区土気町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,550平方メートルに賃借権を新

たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ねぎ」です。

次に、25ページをご覧ください。お手元の資料は、73ページをご覧ください。

第19項は、緑区あすみが丘東所在の農地所有適格法人が、同区越智町在住の方が所有する同区平川町の畑1筆、面積4,100平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は20年、権利者の作付品目は「イチゴ」です。

同法人の代表者は、農政センターで、昨年1月から、新規就農希望者研修を受けており、昨年の12月22日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、各関係機関の職員により、就農計画について協議したところです。

イチゴの高設栽培による直売と観光農園の計画ですが、当面は自社ハウスでの直売中心の経営を予定しています。

栽培技術や農園経営の全般に関してコンサル契約を結び、インターネットを通じた集客に取り組む計画となっております。

次に、26ページをご覧ください。

第21項は、花見川区武石町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積892平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「ブロッコリー、レタス」です。従事者は1名ですが、繁忙期には雇用にて対応しているとのこと。

第22項です。お手元の資料は、83ページをご覧ください。

若葉区大宮台在住の新規就農希望者が、同区御殿町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積5,760平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「リーフレタス、ナス、ブロッコリー」です。

権利者は、神奈川県横須賀市の農業法人で2年にわたり栽培実務の他、出荷や栽培履歴の管理などの業務に従事した後、親戚のいる本市での就農を希望するに至りました。

昨年の12月22日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、各関係機関の職員により、就農計画について協議したところです。

葉物野菜が中心の露地栽培で、県内の卸売業者や小売店、個人客に販売する計画となっており、顧客からの紹介や営業活動により、他都県の顧客を獲得することを目指しています。

第1項から第22項の合計面積は、69,770平方メートル

です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

梶本委員

第3項について、権利者が80歳で利用権設定の期間が10年間ですので90歳までとなります。通常であれば5年程度の設定期間になりそうですが、あえて、この期間を設定しているのは、千葉市の補助金交付対象になるなどの理由があるのでしょうか。

事務局

本件は補助金の交付対象ではありません。権利者の息子さんがすでに農業経営に関係していて後継者として確定しているので、このような使用貸借権の設定となっています。

梶本委員

ある程度高齢になると耕作はできなくなるかと思います。その場合は合意解約となるのでしょうか。

事務局

使用貸借の場合では契約の当事者本人に帰属する権利となりますので、もし権利者が亡くなられた場合は、その時点で契約は解消し、息子さんが新たに借受人となって使用貸借の契約を締結することになります。

梶本委員

農業経営基盤強化法による利用権設定の全般を通して、農業経営を開始される方が何人もおられます。こうした方々に対して、農政センターの指導の結果かと思われますが、千葉県園芸協会を通した契約になっています。国や県、市が推進している農地中間管理事業の促進に合致するので好ましいことだと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方

は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、原案通り決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに6件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の33ページまでに9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の38ページまでに

27件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の39ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の42ページまでに17件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第13回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前11時40分）